

相 談

●定例労働相談会を開催します

個々の労働者と事業主との間に応じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会が相談に応じます。

▶日時・場所

- ▷青森県労働委員会（青森市長島二丁目1-5）
10月2日（火） 13時30分～15時30分
10月28日（日） 10時30分～12時30分
- ▷弘前文化センター（弘前市下白銀町19-4）
10月14日（日） 10時30分～12時30分

▶対象 県内の労働者、事業主

▶相談料 無料

▶問合せ 青森県労働委員会事務局 ☎017-734-9832

また、労働問題については下記でも電話で相談可能です。

▶相談窓口 あおもり労働相談ダイヤル ☎0120-610-782

▶受付時間 8時30分～17時15分（土日祝、年末年始を除く）



●「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士、相談員などがお金の暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りをします。一緒に解決の糸口を見つけましょう。

▶日時 10月13日（土） 10時～16時

▶場所 弘前市総合学習センター（弘前市末広4丁目10-1）

▶対象の相談 ①お金の問題（多重債務問題など）、②税金など公共料金の滞納、③遺産相続、④不動産売買、⑤DV・離婚問題、⑥労働問題、⑦依存症問題、⑧心の悩み、⑨交通事故の問題、⑩その他生活の悩み

▶相談費用 無料（予約優先）

▶問合せ 信用生協青森事務所 ☎0120-102-143

募 集

●第4回平川市長杯軟式野球大会 参加チームを募集します

▶日時 10月14日（日）、21日（日） ※28日（日）は予備日

- 第1試合 9時～ 第2試合 10時40分～
- 第3試合 12時20分～ 第4試合 14時～

▶場所 平賀多目的広場、尾上野球場

▶参加料 1チーム 3,500円

※先着12チーム。中・高・大学生は2人以内。

▶申込方法 B&G尾上体育館事務室窓口にて申込用紙に必要事項を記入の上参加料を添えて申し込んでください。

※電話などでの受け付けは不可。

▶申込期間 9月15日（土）～9月30日（日）

※18日（火）、25日（火）は休館日。

▶受付時間 9時～21時

▶申込み・問合せ

B&G尾上体育館 ☎57-4633



催 し

●津軽地域障害者就職面接会を開催します

弘前公共職業安定所では、障害をお持ちの方を対象とした障害者就職面接会を開催します。面接会には、障害者雇用を考えている事業所が多数参加します。事前申し込みが必要となりますので、参加を希望される方は弘前公共職業安定所までお問い合わせください。

- ▶場所 アートホテル弘前シティ（JR弘前駅中央口から徒歩1分）
- ▶日時 10月29日（月） 13時～15時30分（12時30分から受付開始）
- ▶問合せ 弘前公共職業安定所 専門援助部門 ☎38-8609(45#)

おしらせ

●ストップ野焼き！

「近所でごみを燃やしていて、煙や悪臭で大変困っている。」という苦情が数多く寄せられています。

野焼きは、煙や臭い、火災など周辺住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなど有害物質の発生につながり、私たちの身体に大きな健康被害を及ぼします。

ごみは定められた方法で適正に処理し、野焼きは絶対にやめましょう。

▶「野焼き」とは

地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶、ブロック囲い、素掘りの穴などによる焼却や、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為も含まれます。

▶「野焼き」は、廃棄物処理法により禁止されています。

野焼きをした場合、5年以下の懲役または、1,000万円（法人は1億円）以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

▶問合せ 市民課 環境衛生係



●ハトやスズメなどにエサをあげないで！！

野鳥へのエサやりによる鳥の糞などへの苦情が寄せられています。ハト、スズメなどは自然の中で自然のままのエサを食べて生きています。エサやりによって栄養状態がよくなり、一年に何度も繁殖するため、数が増えすぎると、鳴き声や糞などにより生活環境に被害をもたらします。

野生動物は、自然のままの状態でいることが一番の幸せです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ 市民課 環境衛生係

●インターネットを利用した保育所などの入所申し込み

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内のぴったりサービス機能を使い、10月から保育所などの入所について電子申請が可能となります。電子申請を行う際は、次のものが必要です。

なお、就労証明書など別途原本の提出が必要な書類もありますのでご注意ください。

▶電子申請を行う際に必要となるもの

- ①マイナンバーカード
- ②インターネットに接続されたパソコン（マイナンバーカード対応のスマートフォン）
- ③マイナンバーカード対応のICカードリーダーライター

▶問合せ 子育て健康課 子ども支援係



●視覚障害者情報センターをご利用ください

視覚障害者情報センター（旧県立点字図書館）は視覚障がいの方が自宅で読書ができるよう、点字図書、録音図書（CD図書）や週刊誌などの録音雑誌の無料貸し出しを行っています。電話や点字の手紙などで貸出しの受け付けを行っており、受渡しや返却には無料の郵便も利用できます。電話でも利用登録できますのでご利用ください。

▶問合せ 視覚障害者情報センター ☎017-782-7799



●住宅・土地統計調査が実施されています

対象となった世帯には調査員が伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますようお願いいたします。

▶調査方法 現在、調査員が対象となった世帯へ「インターネット回答用の調査書類」を配布しています。9月下旬からは調査票を配布し、調査日である10月1日以降に調査票の回収に伺います。※調査の内容は統計を作成するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

▶調査期間 9月中旬～10月上旬

☆インターネットでの回答をおすすめしています！

今回の調査からスマートフォンでの回答もできるようになりました。調査期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、総務省統計局ホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

▶問合せ 企画財政課 企画調整係

●平賀図書館休館日のお知らせ

平賀図書館では「特別蔵書点検」を行うため、次の期間休館となります。

市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

▶期間 10月1日(月)～10月7日(日)

※「特別蔵書点検」とは、不明資料の確認、配架位置の是正、破損資料の摘出・修繕などを行うものです。

▶問合せ 平賀図書館 ☎44-7665



●法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告は、eLTAXでの電子申告が便利です

県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX:エルタックス」)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告受付を行っています。

eLTAXを利用すると、オフィスや自宅のパソコンから申告ができるので申告書を窓口を持参したり、郵送したりする必要がありません。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

▶問合せ 中南地域県民局県税部 課税第一課 ☎32-1131 (内線278)

●「平川市成人式しおり」の掲載広告を募集します

平成30年度平川市成人式において配布する「しおり」に掲載する広告を募集します。

広告収入については、成人式実施のため活用させていただきます。

▶掲載場所 しおり (A5サイズ・全8ページ・モノクロ印刷)の巻末2ページ

▶しおり印刷部数 380部

▶募集枠数 全20枠(10枠×2ページ)のうち、1枠分または2枠分

▶広告サイズ

▷1枠 縦30mm×横60mm

▷2枠 縦30mm×横125mmまたは縦65mm×横60mm

▶広告掲載料

1枠 3,000円(2枠の場合は6,000円)

▶申込締切 10月20日(土)

詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶申込み・問合せ 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

●自衛官を募集します

<防衛大学校(一般)>

▶資格 高卒(見込み含む)～21歳未満の方

▶受付締切 9月28日(金)

▶試験日 11月3日(土)、4日(日)

<防衛医科大学校医学科学生>

▶資格 高卒(見込み含む)～21歳未満の方

▶受付締切 9月28日(金)

▶試験日 10月27日(土)、28日(日)

<防衛医科大学校看護科学生(自衛官候補看護学生)>

▶資格 高卒(見込み含む)～21歳未満の方

▶受付締切 9月28日(金)

▶試験日 10月20日(土)

<自衛官候補生>

▶資格 18歳以上27歳未満の方

▶受付締切 11月16日(金)

▶試験日 12月1日(土)、2日(日)

受験資格など細部については、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせください。

▶問合せ・申込み

〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19

自衛隊弘前地域事務所 ☎27-3871

B型肝炎訴訟 無料個別相談会
(給付金請求)について

10/27(土) リンクモア平安閣市民ホール (青森市民ホール) 会議室4

完全予約制 ☎0120-013-621 (平日) 平日9:00~18:00

期間 16年7月2日～ 昭和63年1月27日生まれ 50万円～3,600万円

着手金・相談料 無料 成功報酬制

弁護士法人 弁護士 藤野 幸一(あいちこころ)東京弁護士会所属 登録番号35029

プレシャス総合法律会計事務所

東京都新宿区西四4-3 権屋ビル6-A (営業時間) 平日 9:00~18:00

TEL 03-5363-6338 FAX 03-5363-6334 E-mail: info@precious-law.jp http://precious-law.jp/

有料広告

内科・消化器内科

花田医院

平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医
日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っています。

有料広告

ロードヒーター ルーフヒーター

地面へ温水パイプや電気ヒーターを埋設し雪を溶かします。

屋根へ電気ヒーターを設置し、雪や氷を溶かします。

www.hiroden-inc.com

電気ヒーター方式、ヒートポンプ方式、灯油ボイラー方式、地中熱利用方式など様々なご提案が可能です。

パイピング・ヒーターの設計・施工を自社で行う為高品質で低価格です。

北海道の技術を応用し、多種多様なヒーターと工法を組み合わせ、青森県の湿った重い雪を溶かします。最適な融雪プランを提案し、無駄を省く事で工事費やランニングコストを抑えています。

5年保証・お見積り無料

☎0120-14-0343 弘前市大開1-6-23 凸ヒロデン株式会社

有料広告

国民年金通信

— 未支給年金・死亡一時金請求手続き —
国民年金加入者や受給者が死亡したとき、未支給年金や死亡一時金が受け取れる場合があります。

<未支給年金> 年金受給者が死亡した場合

亡くなった方と生計を共にしていた遺族(同居・別居でも可)がいれば、亡くなった月までの分を請求して受け取ることができます。

遺族の範囲と順位

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫
⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等以内の親族

<死亡一時金> 年金加入者が死亡した場合

保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、その方の遺族基礎年金、寡婦年金を受けられない場合、生計を共にしていた遺族に支給されます。

遺族の範囲と順位

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹

■死亡一時金の額は、保険料納付済期間によって異なります。

保険料納付済期間	死亡一時金の額
3年以上 15年未満	120,000円
15年以上 20年未満	145,000円
20年以上 25年未満	170,000円
25年以上 30年未満	220,000円
30年以上 35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

手続きに必要な書類などは、死亡届出の際に説明いたしますが、戸籍謄本作成に日数を要するので、実際の手続きはその後にいきます。

[問合せ] 国保年金課 年金係 ☎44-1111 (内線1255・1256)

Fire station news

消防署 NEWS.

危険物取扱者試験と事前講習会案内

【危険物取扱者試験】

▶日時/ 11月3日(土) ▶場所/ 弘前東高等学校(川先四丁目4番地1) ▶種類/ 甲種(受験資格必要)、乙種(第1類~6類)、丙種 ▶受験料/ 甲種6,500円、乙種4,500円、丙種3,600円 ▶受付期間/ 9月25日(火)~10月5日(金) ※電子申請は9月22日(土)~10月2日(火)となります。 ▶願書配付場所/ 弘前消防本部予防課、消防署および分署 ※インターネットによる電子申請は、(一財)消防試験研究センターホームページからになります。

【事前講習会】

▶日時/ 10月25日(木)、26日(金)9時30分~16時30分(2日間) ▶場所/ 弘前消防本部3階 大会議室 ※車でのご利用はできませんので最寄りの駐車場をご利用ください。 ▶対象者/ 乙種第4類の受験者のうち受講を希望する者 ▶受講料・テキスト代/ ○受講料...4,500円(弘前地区消防防災協会加入事業所は2,000円) ○テキスト代...1,600円(テキストのみの購入は不可) ※受講料などは講習日1日目に会場にて徴収します。 ▶受付期間/ 9月27日(木)~10月17日(水) ▶申込み/ 弘前消防本部予防課(平日8時30分~17時)、弘前地区消防事務組合管内の消防署および分署

[問合せ] 弘前消防本部予防課 ☎32-5104

平川消防署からのお知らせ

あなたの家には、
住宅用火災警報器が
設置されていますか?



住宅用火災警報器設置が義務化されてから10年が経ち、平川市の設置率は上昇傾向にあります。自分と家族の命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

○なんで必要なの?

住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」によるものです。火事に気づかず煙で視界と呼吸を妨げられ命を落とす...。このような状況を防ぐために全ての住宅に設置が義務付けられているのが住宅用火災警報器です。

■DATA BASE■

平成29年度の統計では、日本全国の設置率は81%で、県内の設置率は77%と全国平均を下回っています。(全国37位)
また、平川市の設置率は全国および県内の設置率を下回っていますので、設置率100%を目指しましょう。

○設置場所は?

住宅火災による死者は就寝時間帯に多く発生しているため、寝室に設置することが義務



※イメージ写真

付けられています。また、寝室が2階にある場合は階段にも設置が必要です。これは、階段は煙が集まりやすく、2階で就寝している方にとって唯一の避難経路となるためです。



○メンテナンスは必要?

電池式の場合は電池または機器交換が必要になります。定期的に作動確認を行いましょう。

○悪質販売にご注意を!

近年、消防や業者を装った悪質販売に関する問い合わせ、被害報告があがっています。依頼をしていないのに業者が来て点検をしたり、消防が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。怪しいと思った際は、すぐに最寄りの消防署または分署へ相談してください。

○大切な家族を守るために、住宅用火災警報器を!

「就寝中に警報音で目を覚まし、家族全員無事に避難できた」「警報音で異変に気づき、初期消火に成功した」
このような事例の他にも、住宅用火災警報器の奏功事例はたくさんあります。
もしものときに大切な家族を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

[問合せ] 平川消防署 ☎44-3122
碓ヶ関分署 ☎45-2240

